

地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費について

消費税率10%への引き上げに伴う地方消費税交付金の増収分については、その用途を明確化し、社会保障施策等に要する経費(人件費・事務費以外)に充てることとされています。
 大山町一般会計における地方消費税交付金(増収分)の充当額等は以下のとおりです。

【歳入】

令和4年度予算 地方消費税交付金(増収分)
197,326 千円

【歳出】

社会保障4経費その他社会保障対策に要する経費
997,330 千円

【社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費】

(単位 千円)

事業名	令和4年度 当初予算 額	財源内訳				
		特定財源			一般財源	
		国県支出 金	町債	その他	社会保障財 源化分の地 方消費税交 付金	その他
社会福祉費	534,249	372,546	0	8,602	99,600	53,501
特別医療給付事業	89,277	40,239		8,602	16,600	23,836
障害者自立支援事業	444,972	332,307			83,000	29,665
老人福祉費	21,707	0	0	6,856	4,096	10,755
老人施設入所措置事業	21,707			6,856	4,096	10,755
保健衛生費	78,963	2,795	0	6,010	14,700	55,458
予防接種事業	20,702	1,324			3,900	15,478
健康づくり推進事業	41,046	992		6,010	7,600	26,444
母子保健事業	17,215	479			3,200	13,536
児童福祉費	362,411	38,043	0	22,449	78,930	222,989
保育所運営事業	362,411	38,043	0	22,449	78,930	222,989
合 計	997,330	413,384	0	43,917	197,326	342,703